

様式第4号の1（第7条関係）

京丹波町建設事業等監視委員会（平成25年度第2回） 議事概要

開催日時及び場所	平成25年12月3日（火） 午後1時30分～午後3時30分 京丹波町役場本館2階 議場		
出席委員氏名	委員長 宮川 孝広（弁護士） 委員 谷 勝彦 委員 片山 俊明（行政書士）		
審議対象期間	平成25年 4月 1日～平成25年 9月30日		
区 分	建設工事	測量・設計業務	(備考)
一般競争入札	25件	14件	総件数：65件 建設工事38件 測量・設計業務27件
指名競争入札	2件	0件	
随意契約	11件	13件	
議 事 概 要	<p>1 開会あいさつ（畠中副町長）（宮川委員長）</p> <p>2 議事</p> <p>（1）抽出工事等に関する審議について 建設工事3件、測量・設計業務2件</p> <p>3 その他</p> <p>（1）平成25年度（前期）建設工事入札における平均落札率について</p> <p>4 閉会あいさつ（谷委員長代理）</p>		
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回 答 等	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会意見の内容	委員会としては、特段、意見具申すべき内容はない。 なお、各委員から出された意見・質問を受け止め、公平公正な競争の促進、引き続き透明性の確保に一層努力願います。		

別紙

「2 議事(1) 抽出工事等に関する審議について」関係

1 平成25年度 国保京丹波町病院和知歯科診療所・和知保健センター改修工事  
(条件付一般競争入札)

意見・質問	回答等
<p>参加可能業者数は2社のみなのですか。</p>	<p>指名選定要領の発注標準に基づき町内の建設業者に限る条件をつけると、結果的に2社だけが参加可能業者となります。</p>
<p>競争は働いているのですか。</p>	<p>毎年件数は少ないですが、同じ条件で発注しており、競争は働いていると考えています。</p>
<p>参加可能業者が2社は少なすぎると思うので、工事内容を踏まえ、合理的に発注できないのですか。</p>	<p>指名選定要領では、少数の場合は直近の上位または下位の等級に属する有資格者を指名することができることとなっており、この案件の参加可能業者は建築の最上位等級であり発注者として目的物の品質の確保も必要なことから、下位への発注は行っておりません。</p>
<p>この案件は改修工事なので、下位等級の業者でも施工できると思われるので、下位等級の業者も参加できるように、金額だけではなく、工事の内容や性質を踏まえた条件づくりも必要なのではないでしょうか。</p>	<p>今後、指名委員会にも諮りながら検討したいと思います。</p>

2 平成24年度(繰越)町道院内豊田西線 排水路整備工事  
(指名競争入札)

意見・質問	回答等
<p>なぜ3業者の指名競争入札なのですか。</p>	<p>この箇所は、豪雨時に町道が冠水し住宅に雨水が流れ込むような箇所であり、台風に備え緊急に整備する必要がありました。 別に同じような状況の箇所がもう一箇所あり、同じような予定価格で、発注標準による等級も同じであることから、同一業者の落札</p>

<p>最低制限価格と同じ入札金額なのですね。</p>	<p>によって完成が遅延することを懸念し、この等級に属する7社を総合点順に並べ、予定価格が高い別の案件を上位から4社、本件を3社に分け指名競争入札としました。</p>
<p>予定価格や最低制限価格の見直しの予定はないのですか。</p>	<p>最近は最低制限価格付近での落札件数は増加しており、受注意欲のある業者は、情報公開や積算システムなどを駆使し最低制限価格と同じ入札金額で落札されることが多く見られるようになってきました。</p>
<p>完璧な入札制度はないように思うが、日常的に不正がないよう、監視していただき、その時代にあった入札実施をお願いします。</p>	<p>京都府では、金額に応じ予定価格の事後公表を実施されていますが、京丹波町では今のところ見直しの予定はありませんが、近隣の状況を見ながら、実施自治体の様子を検証しながら検討していきたいと思えます。</p> <p>そのように考えています。</p>

3 平成25年度 和知簡易水道事業 西部地区配水管布設工事（その3）  
（随意契約）

意見・質問	回答等
<p>随意契約に伴い、いくら経費が削減できたのですか。</p>	<p>金額では把握していませんが、仮設管の費用、舗装工事の費用は削減できました。</p>

4 国保京丹波町病院和知歯科診療所・和知保健センター改修工事監理業務  
（条件付一般競争入札）

意見・質問	回答等
<p>参加可能業者はたくさんあるようですが、なぜ1社しか参加がなかったのですか。</p>	<p>具体的な検証はしていませんが、今年の傾向でいくと建築コンサルタントの参加意欲は低い状況であり、それぞれに手持ちの業務があるのではないかと考えています。</p>

<p>設計と監理は一緒に発注しないのですか。</p>	<p>分けて発注することで、新しい目で改めて確認することで、設計者では気が付かないような間違いも気がつくのではないかと期待して別々に発注しています。</p>
<p>監理業務とは工事にどれくらいの関わりがあるのですか。</p>	<p>現場へは週1回の工程会議の参加と段階検査の立会等、内業として、使用材料の確認、施工計画の検証、変更内容の検討などであり、常駐はしておりません。</p>
<p>専門的なことは大丈夫なのですか。</p>	<p>電気、機械設備の技術者も配置してもらっています。 それ以外にはメーカーによるサポートもしてもらっています。</p>
<p>業務の実務管理をしっかりとしてください。</p>	<p>仕様書で、必要とする延べ人数は示しており、検査時には報告書の内容を確認し必要とする業務が履行できているか、また業務に携わった延べ人数についても報告してもらい、確認しています。</p>

5 平成25年度（仮称）ハイウェイテラス・京たんば整備事業に係る設計モニタリング業務

（随意契約【公募型プロポーザル方式】）

意見・質問	回答等
<p>プロポーザルにしなければならぬ理由を教えてください。</p>	<p>DBO方式自体が初めてであり、どのようなモニタリングの手法があるかも検討したかったため、事前に確認できるこの方法を採用しました。</p>
<p>1社だけの応募でも評価されているが、評価点の最低点は設けていないのですか。</p>	<p>設けていませんが、あまりにも低い場合は選定委員会で特定されないこととなります。</p>
<p>業務期間は今年度いっぱい</p>	<p>P F I方式では資金提供している金融機関が</p>

<p>ですが、今後もこのような業務を発注するのですか。</p> <p>このような継続性のある業務は最初に請負った業者が有利となり、結果1業者でモニタリングするようなこととなり、あまりよくないと思うので、発注方法には工夫をお願いしたい。</p> <p>提案された骨子くらいは資料として提出してほしい。</p>	<p>モニタリングを行うこととなるのですが、D B O方式では発注者が行わなければならないこととなります。</p> <p>今年度は、要求水準で求めている内容や、提案された内容が、施設などの設計にきちんと反映できているかのモニタリングが中心であり、来年度以降においても、建築モニタリングや運営管理についてのモニタリング業務を発注する予定です。</p> <p>検討したいと思います。</p> <p>今後は、提出できるものは資料に加えるようにします。</p>
---	--

「3 その他」関係

意見・質問	回答等
特になし	